

スウェーデンにおける家族援助の実態と課題

—児童虐待への対応に焦点を当てて—

谷 屋 愛 子

はじめに

現在、日本において児童虐待は深刻な問題となっている。児童虐待の問題に適切に対応していくため、2000年、児童虐待の防止等に関する法律（以下児童虐待防止法とする）が施行され、2004年10月には同法が改正・施行された。児童虐待とは「保護者が看護する18歳未満の者に対し、身体的暴行、性的暴行、保護の怠慢・拒否、心理的虐待を行うこと」である。これに沿って、児童虐待は一般的に①身体的虐待（児童の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること）、②性的虐待（児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること）、③ネグレクト（保護の怠慢・拒否、児童の心理の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること）、④心理的虐待（児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）の4つに分類されている¹。

児童虐待の処理件数は1990年度に1101件であったが、毎年増加し、児童虐待防止法が制定された2000年度には17725件に上った²。2003年度中に児童相談所が処理した虐待相談の処理件数は26569件で、前年度に比べ2831件（前年度比11.9%）増加している³。増加した背景には、虐待件数そのものの増加だけではなく、虐待への理解が進んだことによる虐待の発見・通報の増加も受けていると考えられる。相談種別にみると、身体的虐待が12022件（45.2%）で最も多く、ついでネグレクト10140件（38.2%）、心理的虐待3531件（13.3%）、性的虐待876件（3.3%）となっている。また、被虐待者の年齢別にみると、小学生が9708件（36.5%）、3歳から学齢前が7238件（27.2%）、0歳から3歳未満が5346件（20.1%）となっているが、中学生が3116件（11.7%）、高校生が1161件（4.4%）報告されており、年齢が比較的高くても虐待を受けているケースが明らかとなっている。

児童虐待防止法第5条は、「学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士そ

の他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」と定めており、子どもに直接関わる専門職に児童虐待の早期発見を促している。さらに、第6条に定められてある通り、すべての国民には、児童虐待を発見した時には児童相談所に通告する義務がある。なお、児童虐待防止法改正前までは、明らかに虐待を受けた児童を発見した場合に通告義務があったところを、改正後は虐待を受けたと思われる児童を発見した場合にまで通告義務が拡大された。通告を受けた児童相談所は、警察・福祉事務所・保健所などと連携して必要な措置を講ずるように定められている。実際の介入に際しては、児童相談所は子どもの安全を確認し、必要な場合には子どもの自宅に立ち入る権限を与えられ、警察の援助を要請することも可能である。

しかしながら、周囲が虐待に気づいていながら通報をしなかったり、また児童虐待の通報を受けても児童相談所が十分な調査あるいは介入を行わない、警察との連携が不十分であるなどして、子どもの命が救われないというケースがしばしば見受けられる。自分の子どもに対する親の権利と子どもの権利およびケアとのバランスの取り方は非常に困難であり、家族への介入と援助のあり方については未だに課題が多い。

こうした日本の現状を踏まえ、本稿ではスウェーデンにおける家族援助を取り上げ、検討する。スウェーデンは先進国の中でいち早く国連・子どもの権利条約を批准し、国内における子どもの権利に関する法規は子どもの権利条約に沿って整備されている。また、スウェーデンで1993年に設立された子どもオンブズマン制度は、子どもの権利を守るために必要な政策や法整備を提案するなど、政策レベルでの活動を継続的に行っている。その一方で、子どもの保護を重視するがゆえにあまりに強制的に親の下から子どもを引き離し、家庭外のケアに措置しすぎている「子どもを強奪する国家」⁴ではないかという国際的な非難を浴びていた過去も存在する。本稿では、こうした経緯を踏まえた上で、スウェーデンにおいてどのように子どもの権利を守る制度、家族援助の制度が整えられ、実際の児童虐待への対応に生かされているかを明らかにする。

第1章 スウェーデンにおける家族援助の仕組みと子どもの権利保障

1. 虐待防止策の歴史的経緯と社会サービス法に基づく包括的な家族援助システム

貧困など多くの社会問題同様、スウェーデンにおいて子どもや家族に対する社会的関心が高まり、子どもの権利が公の場で議論されるようになったのは、20世紀初めのことであった。

1902年、スウェーデンにおいて初の児童福祉法が制定された。しかしながら、この法は子どもの福祉を守るためというよりはむしろ、労働者階級の子どもらが引き起こす社会的問題から社会を守るために制定されたものであった。すなわち、貧困層の子どもを管理し、素行によっては強制的に保護施設に収容する権利を公的機関に与えた、社会統制的な法であった。そのため、親による虐待に公的機関がどのような対応をすべきかについての明確な記述はなかった。

1924年、児童福祉法が改正され、親によるネグレクトや児童虐待を理由として、子どもを強制的に親から引き離して施設に入れることが可能になった⁵。また、親はしつけのために子どもに体罰を加えるのではなく、叱責するべきとされた。しかしながら体罰を用いることを禁止したわけではなく、体罰に関する親の権利は削除されなかったため、家庭内での子どもへの身体的な暴力行為は合法のままであった。1924年児童福祉法には、依然として1902年児童福祉法の社会統制的な性格が残されていた。しかし、虐待する親からの子どもの保護という、子どもの最善の利益を重視する考え方への理念的転換が行われたことは意義深いことであったといえるだろう。その後、1924年児童福祉法は1960年に改正された。この改正では、子どもの保護の際の証拠書類を指定し、法手続きについて明確に規定したほか、家庭における子どもの虐待の予防により重点を置くという方向性に改められた。

子どもに対する身体的な暴力行為そのものに関して述べると、学校および家庭において子どもをしつけるために体罰を用いることに対する社会的な姿勢が変化していったのは1950年代のことである。1958年、教師が学校で子どもに体罰を加えることが禁止された。1966年には「親による体罰は虐待である」とされ、さらに1979年に両親法が改正されて、「子どもはケア、安全な養育への権利を有する。子どもは人格および個性を尊重され、かつ体罰または他のいかなる屈辱的な扱いも受けない」と明確に規定された。学校や家庭内などすべての場所における体罰を禁止したのである。当時、この法改正は全会一致ですべての政党から支持され、また最近の世論調査でも体罰禁止が支持されている⁶ことから、スウェーデンにおいては大多数の人が子どもへの体罰に反対していることが分かる。

現在、スウェーデンの社会福祉サービスの法的根拠は、社会サービス法（Socialtjänstlag, 2001:453）にある。社会サービス法は、1980年に児童福祉法、保育法、公的扶助法、アルコール・薬物乱用者ケア法などを統合して制定された、社会福祉サービスに関する包括的な法である。なお、1998年に社会サービス法の中の保育に関する条文は学校法に移された。

社会福祉サービスの責任を負うのはコミューン（kommun）と呼ばれる市町村単位の地方自

治体である。社会サービス法は、子どもと青少年の福祉においてコミューンの社会福祉委員会が果たすべき役割を、以下のように定めている。

社会福祉委員会は、①子どもと青少年が良好で安全な環境の中で育つことを保障できるよう努力すること、②家族との密接な協力関係の下で、子どもと青少年の総合的な人格形成と身体的・社会的な発達を促進していくこと、③発達が好ましくないというおそれのある子どもや青少年に対し、必要な保護と援助を提供し、子どもの最善の利益が守られるように、場合によっては家庭外において子どもを養護すること⁷。

従って、子どもが家庭において好ましくない状況の下に置かれている場合は、コミューンの社会福祉委員会がその家庭の調査を行い、場合によっては介入をすることになる。1980年代初頭には、社会福祉委員会の措置により親の下から強制的に引き離される子どもの数が世界で最も多いとして、スウェーデンは「子どもを強奪する国家」として国際的な非難を浴びた⁸。子どもとその家族に対する公的機関の介入の仕方は、あまりに強制的で厳しすぎるとされたのである。しかし、幾度かの改正を経て、現在の社会サービス法は、社会福祉サービスの提供は個人の自己決定と独立した人格の尊重を前提とし、社会サービス法による養護や措置が本人の意思を尊重するものであることを強調している。また、親の権利も重視しており、長期にわたる家庭外での子どもの養護措置が行われる場合は親の意見聴取を行うことが定められた。それによって、強制的に子どもを親から引き離すケースを少なくしていくことが目指されたのである。さらに、1997年の法改正によって、実親・親族以外による子どもの養護措置の場合は、子どもにとって何が最善であるか、その子どもの意思の尊重が重視されるようになった。これにより、子ども本人と親族らが希望する場合には、それまでは直ちに不適切と見なされていたような親族らへの養護の委託が、可能かどうかをまず検討しなくてはならなくなった⁹。ただし、親のアルコール中毒や薬物乱用など、家庭内で子どもに危険が及ぶと判断された場合には、社会サービス法ではなく青少年特別養護法（Lag med särskilda bestämmelser om vård av unga 1990:52, LVU）を根拠として、親の同意なしに社会福祉委員会が強制措置を取り、子どもを家庭外に保護する強制ケアが可能である。なお、青少年特別養護法の下での強制ケアは、家庭内での児童虐待の場合だけでなく、子どもの素行に問題がある場合にも取られる措置である。子どもの問題行動を理由とする強制ケアは、親と子ども本人の同意は必要とされない。つまり、子ども本人に問題のある場合には、子どもの権利や意思の尊重は限定的になるということである。

以上のように、スウェーデンにおいて児童虐待に対応する際の法的根拠は、社会サービス

法を中心として成り立っている。そして、その対応も子どもとその家族への個別的対応から、自己決定、サービスの選択、人格の尊重などを原則とし、家族全体を対象とする家族ケアへと発展してきた¹⁰。子どもの権利を守る上では、単に子どもだけに働きかけるのではなく、家族を含めた包括的なケアが必要である。また、スウェーデンにおいては、子どもの権利を守る上では、公的機関だけでなく、よりアクセスが簡単で柔軟に対応できる民間組織も重要な役割を果たしているといわれている。次節では、子どもの電話相談を中心に、子どもと家族への援助活動を30年以上にわたって継続している民間ボランティア組織、BRISの活動を取り上げる。

2. BRISによる子どもと家族の援助活動

BRIS (Barnens rätt i samhället, 子どもの権利協会) は、子どものヘルプラインと呼ばれる電話サービスを中心に、18歳未満の子どもからの相談に答え、援助を行なっているボランティア組織である。

1971年、数か月にわたる継父からの身体的虐待により4歳の少女が死亡するという事件が起こった¹¹。この事件を契機として、同年、ストックホルムにおいて5人のメンバーにより、社会における子どもの権利を守るためにBRISが設立された。BRISは、子どもが独立した自分自身の権利をもっているわけではなく、親を通しての権利しかもっていないということを問題視し、法律の改正を提言した¹²。この提言は、1979年、子どもに対するすべての体罰を禁止する両親法改正に結び付いている。さらに、BRISは設立以降、長年にわたって子どもオンブズマンの事務局設置運動を進め、1993年には子どもオンブズマン事務局が設置された。このように、BRISは単に相談に答えるという援助活動だけでなく、公的機関に対して子どもの代理人として政策提起を行うという役割も果たしている。

BRISは現在国内に5つの支部をもち、約400人の会員が活動している。会員のほとんどがボランティアであり、相談への対応の仕方などについて訓練を受けた後に各支部で相談受付を行っている。BRISの活動は主に、子どものヘルプライン、大人のヘルプライン、2001年に始められたメールによる相談受付の3つに分けられる。

(1) 子どものヘルプライン

子どものヘルプラインは18歳未満を対象としたフリーダイヤルであり、月曜日から木曜日までは午後3時から7時まで、金曜日は午後2時から6時まで、土曜日と日曜日は午後2時から5時まで受け付けている。2003年にはおよそ76000件の着信があり、そのうち実際に相談が受け

付けられたのは16008件であった。着信件数は前年比1.5%減、相談件数は同13%減であった¹³が、1991年の相談件数3000件と比較すると、この10数年間に大幅な増加があったことがうかがえる。実際に受け付けられた相談のうち、10%が以前にも相談を受けた子どもからのものであった。

BRISの統計によると電話の約75%が少女からのものであり、全体の平均年齢は約13歳、13歳から15歳の年齢層からの相談が最も多く43%であり、10歳から12歳が33%、16歳から18歳が17%、10歳以下は5.4%であった¹⁴。相談内容について見ると、最も多いのがいじめ、友人関係、恋愛など人間関係に関わるもので49%（他の項目と重複あり）、子ども自身に関する相談が36%、家族関係に関する相談が26%あった。一方、身体的虐待や性的虐待、家庭内におけるアルコール・薬物乱用など虐待に関する相談は16%、約2800件であった。虐待に関する相談のうち、虐待者の69%が男性、31%が女性であり、虐待者全体の85%が親であった¹⁵。

電話相談の後、BRISによって何らかの措置が取られるのはおよそ10件に6件である。教員、養護教員、スクールカウンセラー、校長など学校関係者への連絡が最も多く32%、子どもの家庭内の他の大人への連絡が31%、友人などへの連絡が18%、社会福祉委員会への通告は6.1%、警察への通報は1.3%、であった¹⁶。なお、こうした介入の実施は子どもへのケアと並行して行われる。

(2) 大人のヘルプライン

大人のヘルプラインは、フリーダイヤルではない点で子どものヘルプラインと異なっている。2003年には、大人からの電話相談が2239件受け付けられ、2002年に比べると14%増加している。相談の44%が母親、15%が父親、11%が祖父母、5.8%が公的機関の専門職員からのものであった¹⁷。公的機関の職員から電話相談があるのは、処理すべき深刻なケースについてBRISとの間での相談や調整を求めていることである。

相談内容について見ると、家族に関する相談が71%（重複あり）、子どもとの関係についての相談が50%、虐待についての相談が26%であった¹⁸。特に、虐待については隣人や両親の友人からの相談が多かった。大人のヘルプラインの場合は子どものヘルプラインと異なり、BRISが相談に答えアドバイスするだけのことが多く、積極的に関与していく傾向は少ないようである。

(3) メールによる相談受付

現在のような形態でBRISのホームページが運用され、メールによる相談受付が始まったのは2001年1月のことである。2003年には前年比25%増の8350件のメールが受信され、約6000件

に対してメール返信を中心とした実際の相談が行われた。自殺に関するメールは合計1000件に上っており、子どものヘルプラインに比べると、メールの場合は自殺に関する相談が多いという傾向が明らかになっている。この事態を重く見て、BRISは2003年に他の機関との連携の下で、青少年の自殺、自殺未遂、自傷行為に関するプロジェクトを立ち上げている。

BRISは以上のような形態で子どもと家族の援助活動を行っている。公的機関ほどの権限をもたないにせよ、子ども本人が警察や社会福祉委員会に通報できなかつたり、その手段を知らないという場合に比較的容易に助けを求めることができる機関として、BRISの果たす役割は大きいと考えられる。ただし、BRISの活動は多くの出資企業に支えられているものの、経営状況は厳しいと報告されている。近年、携帯電話の普及を背景に、フリーダイヤルである子どもヘルプラインにかかってくる電話の83%（2003年）¹⁹が携帯電話からであり、毎年BRISの通話料負担が大きくなっていることが課題となっている。また、財政的な理由から設置できる電話回線に限られているため、電話がつながりにくく、4回ダイヤルしてようやくBRISにつながるという具合である²⁰。民間のボランティア組織であるBRISが今後さらに需要に応じていくために、より多くの資金とスタッフが必要とされている。

3. 子どもオンブズマン制度

BRISが民間のボランティア組織であるのに対し、子どもオンブズマン（Barnombudsman）は社会省に属しており、公的な活動を行っている。子どもオンブズマン制度については、BRISが発足後子どもオンブズマン事務局設置のための運動を繰り広げ、1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」の批准に伴って、1993年、子どもオンブズマン法（Lag om Barnombudsman, 1993:335）が制定され、事務局が設置された。子どもオンブズマンは、18歳未満の子どものみを対象とした、子どものためのオンブズマンである。2001年に2代目の子どもオンブズマンLena Nybergが着任し、現在、子どもオンブズマンの活動は、政府が任命する5名の専門家と彼女による諮問委員会と19名のスタッフによって構成される事務局によって支えられている²¹。

子どもオンブズマンの役割は、「子どもの権利条約」にもとづいて国内の法やその運用が適切に行われているかを監視することである。虐待については、子どもオンブズマン法第7条に、「子どもオンブズマンは、子どもが家庭において虐待されているという情報を、その職務遂行の過程でえた時、または他の理由により子どもの保護のために社会福祉委員会が介入しなけ

ればならないと思われる場合には、直ちに社会福祉委員会に通報する。社会福祉委員会に対する通報は、特別な理由がある場合にも行うことができる。子どもオンブズマンは、社会福祉委員会に対し、子どもの保護の必要性を調査する上で重要と思われる情報はすべて提供することができる」と定められており、子どもオンブズマンが社会福祉委員会と密な連携を取ることが想定されている。具体的な活動については同法第3条に規定されており、①政府に対し、子どもの権利と利益に対応していくために必要な法改正その他の措置を提案すること、②情報を普及させ、世論を形成し、その他適切な措置のための取り組みを行うこと、③公的な議論の際に子どもの権利と利益を代表すること、④子どもの生活環境に関する知識の収集および統計の処理を行うこと、⑤子どもの権利条約の解釈およびその運用に関する国際的な動向を把握すること、とされている。

この第3条から明らかなように、子どもオンブズマンの役割は、児童虐待などの個々のケースに介入するのではなく、あくまでも子どもの権利を守るための政策提言や世論の形成、社会的議論の喚起が中心となっている。子ども自身の権利意識を高めるための啓発活動も盛んであり、2005年2月の1ヶ月間には食品会社Arlaの牛乳パッケージに子ども向けの漫画とともに、子どもの権利と子どもオンブズマンの役割に関する広告を掲載している²²。また、実際に学校訪問を行って子どもとのミーティングを行ったり、手紙、メール、電話を通して子どもの意見を収集し、政策提言に結び付けている。このように、子どもにとって身近な存在として子どもオンブズマンを捉えさせ、子どもの権利意識を育てていくという手法は、極めてユニークな試みといえるだろう。

これまでスウェーデンにおける家族援助と子どもの権利保障の仕組みについて概観した。社会サービス法を中心に、公的にも民間レベルでも家族を支援し、子どもの権利を守っていくための取り組みが行われていると評価できるだろう。次章では、実際の児童虐待への対応について、社会福祉委員会による介入に焦点を当てて論じることとする。

第2章 児童虐待への介入とサポート制度

スウェーデンにおいて1979年に子どもへのすべての体罰や虐待といった暴力行為が禁止されて以降、逆に、スウェーデンでは児童虐待が増加しているという報道が国際的に多く行われてきた。これらの報道は、1970年代以降に身体的虐待の通報件数が増加しているという統計を根拠としている。しかし、それは国内において児童虐待の問題に対する関心や意識の

高まりを受け、以前は見過ごされていた児童虐待が表面化したに過ぎないという主張も一方では存在する。実際、スウェーデンにおける児童虐待の発生率はこの25年以上にわたり世界的に低い水準で推移している²³。なお、1976年から2000年の間に身体的虐待により死亡した子どもは4人と報告されているが、この数字も国際的に見れば低い数字であることは間違いない。本章では、児童虐待とその介入の実態に焦点を当て、公的機関による児童虐待の防止策、実際の介入のあり方について検証する。なお、虐待は主に身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つに分類されるが、本章では主に身体的虐待を中心に論じるものとする。

1. 児童虐待の通報と通報に対する意識

スウェーデンにおいては、子どもが家庭で虐待を受けていることに気づいた者は誰でも、社会福祉委員会または警察に通報する義務がある。ただし、一般の人々に関していえば、通報義務を果たさなかったことによる罰則規定はない。ただし、教師、医師、看護師など子どもと接する専門職の立場にある者が通報を怠った場合は、職務規定違反で処分される可能性がある。身体的虐待の疑いによる警察への通報件数は、1986年の1286回から2002年の7265回へと、この15年ほどの間に5倍以上になっている²⁴。増加した背景には、実際に虐待の件数が増えたということと、身体的虐待と判断し、通報することの重要性を理解する人が増えたということの両方が考えられる。しかし、この数字は虐待の疑いによる警察や社会福祉機関などの関連機関への通報をすべて反映したものではない。なぜならば、スウェーデンでは児童虐待の疑いのあるケースとして通報があったとしても、社会福祉委員会のソーシャルワーカーがその通報を緊急性がないと判断して調査を行わなかった場合には、そのケースは虐待に関する通報の公式な全国統計の数字に反映されないからである²⁵。そうした意味では、虐待の通報件数に関する数字は曖昧なものといわざるをえない。

一方、スウェーデンの新聞社Dagens Nyheterの依頼を受けて虐待の通報に関する意識調査を行ったTEMOのレポートによると、虐待の通報に対する国民の意識は高いと思われる。TEMOは約1000人の男女に対し、「自分の知っている子どもが親から虐待を受けていると知った場合にどのような行動を取るか」を尋ねた（複数回答可）。その結果、71%が警察または社会福祉委員会に通報すると答え、43%が子どもの親に虐待について話すよう試みると答えた²⁶。回答の傾向を見ると、女性、高所得層、公務員は警察または社会福祉委員会に通報すると答えた割合が高かったのに対し、民間企業の会社員は子どもの親と話をすると答えた割合が高かった。また、左派（社会民主党）支持者は警察または社会福祉委員会に通報すると答えた割合

が極めて高く、82%に上った²⁷。

以上のように、児童虐待の通報に関する国民の意識は高いといえる。以前から子どもの権利に対する意識が高い上に、虐待の通報による報復を避けるため、通報者の氏名は基本的に匿名で処理される²⁸など、通報者の安全を守る配慮が行われていることも見逃せないであろう。

次節では、こうした通報を受けて社会福祉委員会がどのように介入を行っているのかについて検討する。

2. 虐待を受けた子どもとその家庭への介入・措置の具体策

第1章第1節ですでに述べたように、虐待を受けた子どものケアに関する責任を負っているのはコミューンの社会福祉委員会である。社会福祉委員会は、子どもが虐待を受けている恐れがあるという通報を受けると、適切な介入・措置決定の基本となる調査を開始しなければならない。調査は社会福祉委員会に所属するソーシャルワーカーによって行われ、子ども本人、親、保育施設職員、学校の教職員らへの聞き取り調査を通じて作成される。作成された調査結果に基づき、子どもとその家庭に対して介入を行うかどうか、行うとすればどのような介入・措置が適当かが決定される。社会福祉委員会による介入・措置には、コンタクトパーソン、コンタクトファミリー、里親ケア、家庭でのペアレンタルトレーニング、保育施設の優先措置などがある。

コンタクトパーソンとコンタクトファミリーは、社会福祉委員会に委託されたボランティア家庭または個人によって行われるケアであり、週末などに子どもの面倒を見ることを主な内容としている。子どもを虐待が起きた家庭に置き去りにするのではなく、第三者が子どもと定期的に会い、子どもが必要とする援助や余暇活動を行うというケアの方法である。この制度をよく利用するのはシングルマザーを中心とした片親家庭、ネグレクトの被害にあった子どもであり、再び虐待が起こりそうな場合に予防措置として行われたり、里親や施設によるケアから子どもを元の家庭に戻す際のリハビリテーションの一環として行われることが多い²⁹。

里親ケアには、社会サービス法の下での里親ケアと青少年特別養護法の下での里親ケアの2種類がある。社会サービス法の下での里親ケアは親の同意、子どもが15歳以上ならば子ども本人の同意が必要である。身体的虐待によって子どもが負傷した場合に、社会サービス法の下での里親ケア委託が行われる傾向が強い³⁰。一方、青少年特別養護法の下での里親ケアは、親や本人の同意なしでも行われる強制ケアの一種である。これは、親が精神的疾患、アルコ

ール中毒、薬物乱用者であったり、身体的虐待によって子どもが負傷した場合など、親や本人の同意を待てないほどの緊急のケースに対する措置として行われる場合が多い。

家庭でのペアレンタルトレーニングとは、ソーシャルワーカーが虐待を受けた子どもの家庭に赴き、親を相手にカウンセリングや様々なトレーニングを行い、子どもを家庭に戻して家族の再統合を図るというものである。子どもが0歳から6歳までの家庭に対して多く行われる措置である。

上記以外にも、虐待を受けた子どもに対しては、居住しているコミュニンの保育サービス利用待機児童がいた場合に優先的に保育施設に入所させるという、保育施設の優先措置が取られている。

以上のようなスウェーデンにおける虐待への介入・措置の特徴としては、施設への入所を可能な限り避けるという傾向が見出される。コンタクトパーソン、コンタクトファミリーは一時的なケアであるが、施設ではなく家庭的な雰囲気子どもをケアする方法であるし、比較的長期にわたる里親ケアも活用されている。また、家庭でのペアレンタルトレーニングは、子どもを可能な限り元の家庭の中でケアしていくために親に対して実施されるケアである。このように、スウェーデンにおける虐待を受けた子どもとその家庭へのケアは、家庭的な環境を重視し、虐待を行った親を援助することによって家族の再統合を図るという、家族全体を包括的に捉えたケアといえる。これは、おそらく「子どもを強奪する国家」と非難を浴びた過去への反省に立つものであろう。

おわりに

現在、スウェーデンの社会福祉委員会はあまりに多くの仕事が集中しており、子どもが必要としている援助を常に十分に提供できているわけではない。実際、身体的虐待が疑われるとして警察に通報されたもののうち、21%は実際の調査や書類作成が行なわれていなかったし、子どもへの性犯罪についても21%がその後の調査が行われなかったことが明らかとなっている³¹。スウェーデンにおいては、財政支出の増加を抑えるために、福祉関連支出の抑制、サービスの切り下げがしばしば議論されている。しかし、失業の問題が依然として残り、また移民に関する問題も顕在化する中、それらの社会的問題と深い関連をもつ児童虐待への対応は疎かにしてはならない。より効果的な介入、家族の再統合を行なっていくためには、高度な技術をもったソーシャルワーカーの育成も急務である。

児童虐待は主に家庭内で行われるため発見が困難であり、傍目にも顕著になるほど虐待が

深刻化してから発見されるケースが多い。そのため、子どもを守るためには、虐待を発見した場合に発見者が児童虐待は一種の犯罪であるという意識をもって、直ちに通報することが必要である。そのため、保育施設職員、学校の教職員、医療関係者、近隣住民の児童虐待に対する意識の涵養が重要であると長年主張されてきた。TEMOによる意識調査の結果から明らかのように、スウェーデン国内においては児童虐待の通報義務に対する国民の意識は高く、虐待が発見された場合に通報される可能性は高いと考えられる。しかしながら、通報されても社会福祉委員会によって処理されないケースが依然として多いことに鑑みれば、児童虐待に対する一般の意識向上だけでなく、公的機関内部の改革、制度的拡充が必要なことは明らかである。

日本においては2004年に児童虐待防止法が改正され、通告義務の範囲も拡大されたが、虐待の末に子どもが死亡するという痛ましい事件が起こる度に、近隣住民は虐待を疑っていたにも関わらず通告が行われていなかったという事実が明らかになるケースが多い。その一方で、増加する虐待の通告を背景に児童相談所の抱える案件は増え続け、対応しきれないという声も多く聞かれる。今後、日本において児童虐待への対応を強化していく上では、虐待の通報に対する一般の人々の意識向上とともに、児童相談所へのより重点的な職員や予算の配分が必要である。また、子どもが自身の権利について正しい知識をもち、人権意識を向上できるように、スウェーデンの子どもオンブズマンのような一定の権限をもつ全国的な公的組織が必要であると考えられる。日本においても地方自治体レベルでは子どもオンブズマンを設置している市が見受けられるが、中央行政機関に設置されているわけではない。国の政策レベルで子どもの権利を主張し、政策提言を行っていくためには、やはり全国的な組織が必要であろう。

スウェーデンにおいては、政策レベルでは子どもオンブズマン、実際のケース処理はコミューンの社会福祉委員会という公的な組織が児童虐待への対応を行っている。また民間レベルでもBRISの活動は子どもからの相談に対応するだけでなく法改正につながる運動まで幅広く手がけており、公的機関と民間組織との連携は注目に値する。その一方で、虐待を受けた子どもの家庭へどのように介入し措置を行うかについては、親の権利と子どもの身体的・心理的安全とのどちらを優先するか、常にその判断基準が振り子のように揺れてきたことも確かである。しかしながら、親の権利と子どもの安全とを常にぎりぎりのところですり合わせ、将来的な家族の再統合を視野に入れた上で家族全体を包括的にケアするスウェーデンの介入策は、未だに子どもの権利よりはむしろ親の権利を重視し、家庭への介入をためらいがちな

日本のケアのあり方に一石を投じるものといえるだろう。

〔註〕

- 1 NPO法人 児童虐待防止協会ホームページ <http://www.apca.jp/> 最終閲覧日2005年2月26日
- 2 日本子ども家庭総合研究所 愛育ネットホームページ
http://www.aiiku.or.jp/aiiku/jigyo/contents/topics/tp0408/tp0408_0.htm
最終閲覧日2005年2月28日
- 3 厚生労働省大臣官房統計情報部 平成15年度社会福祉行政業務報告結果
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/03/index.html> 最終閲覧日2005年2月24日
- 4 Olsson Hort, S. E. Toward a Deresidualization of Swedish Child Welfare Policy and Practice?
In Neil Gilbert (ed.) *Combating Child Abuse: International Perspectives and Trends*, Oxford
University Press, 1997 p.105
- 5 *ibid.*, p.108
- 6 *ibid.*, p.109
- 7 *ibid.*, p.109
- 8 *ibid.*, p.105
- 9 仲村優一、一番ヶ瀬康子編『世界の社会福祉 スウェーデン・フィンランド』旬報社
1998 p.27
- 10 同上 p.25
- 11 BRISホームページ <http://www.bris.se> 最終閲覧日2005年2月28日
- 12 丸尾直美、塩野谷祐一編『先進国の社会保障5 スウェーデン』 東京大学出版会 1999
p.303
- 13 BRIS, *The BRIS Report: Calls and E-mails to BRIS 2003*, IK Stockholm 2004 p.7
- 14 *ibid.*, p.8
- 15 *ibid.*, p.12
- 16 *ibid.*, p.17
- 17 *ibid.*, p.29
- 18 *ibid.*
- 19 *ibid.*, p.7
- 20 *ibid.*
- 21 Barnombudsmannen ホームページ <http://www.bo.se/adfinity.aspx?pageid=100>
最終閲覧日 2005年2月28日
- 22 Arla ホームページ Mjölkbaksidor Februari 2005
<http://www.arla.se/templates/PlainPage.aspx?id=10090> 最終閲覧日2005年2月28日
- 23 Joan E. Durrant, Child Abuse in Sweden Project NoSpank ホームページ
<http://www.nospank.net/durrant2.htm> 最終閲覧日2005年2月28日
- 24 Charlotta Lindell & Carl Göran Svedin Social services provided for physically abused children in
Sweden: background factors and interventions, *International Journal of Social Welfare* 2004: 13
p.340
- 25 Olsson, p.112
- 26 TEMO *Barnmisshandel För Dagens Nyheter, Januari 2003*
- 27 *ibid.*
- 28 Olsson, p.113
- 29 *ibid.*, p.110
- 30 Charlotta Lindell & Carl Göran Svedin, *op.cit.*, p.345
- 31 *ibid.*, p.348

Family Support in Sweden :

A Review of Policies for Dealing with Incidents of Child Abuse

TANIYA, Aiko

This study aims at describing and reviewing what kinds of social services and assistances are provided for abused children in Sweden.

In the private sector, Children's Rights in Society (Barnens Rätt I Samhället, BRIS) is a non-political and self-supporting organization for protecting children from any kinds of abuse. They listen on the Children's Help Line and e-mail and, if found necessary and agreed upon with the child, the case is forwarded to the proper public authorities.

In the public sector, the Children's Ombudsperson is an appointed officer of the Swedish national government who submits bills for legislative reform and promotes the application of the United Nations Convention on the Rights of Child in the work of public agencies. Under the Social Service Act, municipal social welfare committees provide a diversity of care services such as 'contact person', 'contact family', 'foster care', 'in-home parental training', and 'priority for child care'. By providing various forms of public assistance, social welfare committees support parents as far as possible to discharge their parental responsibilities.

It is remarkable that public authorities work against children's maltreatment in cooperation with private organization. The Swedish way of supporting families for future reunification may provide a model for Japan to use in dealing with cases of child abuse.